

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

下田、下田(3)、下田(4)、松本トンネル料金所、平瀬川東、平瀬川東(5)、権現堂(1)、権現堂、犬飼新田(1)、犬飼新田(2)、犬飼新田(3)、犬飼新田(4)、宮渕、宮渕(3)、蟻ヶ崎(1)、蟻ヶ崎(2)、蟻ヶ崎(3)、放光寺(1)、放光寺(2)、兎沢川(1)、蟻ヶ崎(4)、蟻ヶ崎、蟻ヶ崎(6)、神沢池(1)-1、神沢池(1)-2、神沢池(2)、神沢池(3)、放光寺、放光寺(5)、塩倉池(1)、塩倉池(2)、島内山田(1)、島内山田(2)、島内山田(3)、塩倉(1)-1、塩倉(1)-2、塩倉(1)-3、島内山田(4)、塩倉(2)-1、塩倉(2)-3、塩倉(4)、塩倉公民館(1)-1、塩倉公民館(1)-2、塩倉公民館(1)-3、塩倉公民館(2)-1、塩倉公民館(2)-2、塩倉(5)、塩倉(6)、塩倉(7)、塩倉(8)、岡田神社(4)-1、岡田神社(4)-2、岡田神社(5)-1、岡田神社(5)-2、岡田神社(8)-1、岡田神社(8)-2、岡田神社(8)-3、岡田神社(9)、岡田町(1)、岡田町(2)、岡田町(3)、岡田町(4)、岡田町(5)-1、岡田町(5)-2、矢作、中池(2)、中池(3)、新田西、安土西、安土西(3)、島内山田、不燃物処理場東(3)、不燃物処理場東(4)、山田池(1)、山田池(2)、山田池(3)、山田池(4)、不燃物処理場南、杏(1)、杏(2)-1、杏(2)-2、三ツ石(4)、杏、杏(7)、安土東(2)-1、新田東(1)、新田東(2)、安土南(2)、安土(1)、岡田伊深(1)、新池(1)、馬飼峠口(1)、茶臼山城、茶臼山城(1)、神宮寺、宮ノ入(1)、宮ノ入(2)、宮ノ入、横手(2)、横手(3)、横手(4)、犬飼山、山田、山田沢(1)、山田沢(2)、上浅間、東山(1)、東山(3)、妙義山(1)、妙義山(2)、大村(1)、大村(2)、玄向寺、玄向寺(4)、湯ノ原、湯ノ原東(1)、湯ノ原東、湯ノ原東(5)、藤井、上金井(1)、上金井(2)、上金井(3)、上金井(4)、上金井(5)、薄町追倉、西桐原(7)、南方(1)、南方(2)、南方、橋倉、橋倉(3)、橋倉(4)、橋倉(5)、橋倉(6)、橋倉(7)及び橋倉口

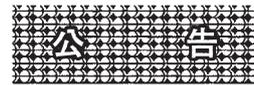
2 指定の区域

松本市及び安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年8月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わがまち研究所

3 代表者の氏名

竹内 達朗

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡佐久穂町大字高野町字南岩水2917番地16

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者を含む地域住民に対しての福祉の向上を図る事業を行なうとともに、消費生活の安定、環境の保全、子どもの健全育成、社会教育の推進を図るための事業も行い、人材育成、地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年8月14日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画下水道 長野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、長野市上下水道局業務課

生活排水課

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成20年 8月14日

長野県知事 村井 仁

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
犀川漁業協同組合 安曇漁業協同組合	安曇野市明科中川手3842-3 松本市安曇4161-9	内共第4号 内共第4号

2 変更の内容

(1) 犀川漁業協同組合遊漁規則第5条の表中

「

(3) 松本市大字入山辺舟付橋から上流の薄川本流及び支流	周 年
------------------------------	-----

」

を

「

(3) 松本市大字入山辺舟付橋から上流の薄川本流及び支流	周 年
(4) 麻績川と東条川の合流点から上流の麻績川及び東条川の本流及び支流	周 年

」

に改める。

(2) 安曇漁業協同組合遊漁規則

第5条の表中「安曇村」を削る。

第7条第2項第1号中「南安曇郡安曇村」を「松本市安曇」に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成20年 8月11日

園芸畜産課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成20年 8月14日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認 証 年 月 日
小県郡長和町	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	小県郡長和町の一部	平成20年 8月14日
下伊那郡阿南町	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	下伊那郡阿南町和合の一部	平成20年 8月14日
木曾郡木祖村	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	木曾郡木祖村大字数原の一部	平成20年 8月14日

農地整備課

公告

平成20年 8月 8日、長野県美篤土地改良区の定款変更を認可しました。

平成20年 8月14日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第4項の規定により、特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)に係る公聴会を次のとおり開催します。

平成20年 8月14日

長野県知事 村井 仁

1 日時

平成20年 9月 4日(木) 午後1時30分から

2 場所

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁議会増築棟501号会議室

3 意見を聴こうとする案件

特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)の変更について

4 問い合わせ先

長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室
(電話) 026-235-7273

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第9条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可しました。

平成20年 8月14日

長野県知事 村井 仁

1 土地区画整理事業の名称

諏訪市大手豊田線サンロード沿道整備土地区画整理事業

2 施行者の名称及び住所

諏訪市 諏訪市高島一丁目22番30号

3 事業施行期間

平成20年 4月 9日から平成23年 3月31日

4 施行地区

諏訪市諏訪一丁目、末広、大手二丁目の各一部

5 事務所の所在地

諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市建設部都市計画課内

6 施行認可の年月日

平成19年 4月 2日

7 事業年度

毎年 4月 1日から翌年 3月31日まで

8 公告の方法

諏訪市公告式条例(昭和36年 3月 1日 諏訪市条例第16号)による

都市計画課

公告

茅野市滝之湯堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年 8月14日

長野県諏訪地方事務所長 山本浩司

理事

新任

氏名	住所
小平剛弘	茅野市豊平2785番地
小松平八郎	茅野市豊平2476番地
小平祥夫	茅野市豊平6004番地
牛山享	茅野市豊平6599番地
小平智章	茅野市湖東4788番地1
金子強	茅野市湖東5751番地
土橋福美	茅野市湖東8758番地1
保科修己	茅野市湖東3706番地
山崎幸利	茅野市北山6535番地
両角輝男	茅野市北山6665番地1

重任

氏名	住所
宮坂泰文	茅野市北山8328番地

退任

氏名	住所
久保田泰民	茅野市豊平2590番地
宮坂吉喜	茅野市豊平3822番地3
柳平義久	茅野市豊平6001番地
柳平功	茅野市豊平泉549番地
小平正吉	茅野市湖東4993番地
篠原克治	茅野市湖東7390番地
木村正信	茅野市湖東6194番地
五味晟	茅野市湖東4254番地
朝倉初明	茅野市北山6588番地
柿沢健久	茅野市北山6611番地

監事

新任

氏名	住所
萩原章	茅野市豊平5538番地
今井勘一	茅野市豊平泉936番地
海野東	茅野市湖東7763番地
両角一	茅野市湖東5455番地3
五味武重	茅野市北山6659番地1
緒方善雄	茅野市北山1203番地

退任

氏名	住所
萩原廣	茅野市豊平5937番地
木川瑞穂	茅野市豊平119番地
木村久幸	茅野市湖東6350番地
長瀬一雄	茅野市湖東3159番地
柿沢正廣	茅野市北山6572番地4
田村貞夫	茅野市北山1028番地

農地整備課

公告

長野県西部南箕輪土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年 8月14日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

理事

新任

氏名	住所
唐澤謹男	上伊那郡南箕輪村1971番地2

退任

氏名	住所
清水千源	上伊那郡南箕輪村1960番地5

農地整備課

公告

長野県美篤土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成20年 8月14日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

理事

新任

氏名	住所
畑栄一	伊那市美篤1050番地
春日義郎	伊那市美篤3881番地

退任

氏名	住所
上柳由幸	伊那市美篤1192番地
白鳥清	伊那市美篤4094番地1

農地整備課

公告

伊那市による柿沢地区土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成20年 8月14日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂正巳

- 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
 - 条例の写し
- 縦覧の期間
平成20年 8月15日から 9月11日まで
- 縦覧の場所
伊那市役所

農地整備課

公告

下伊那郡阿南町による富草大井地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成20年8月14日

長野県下伊那地方事務所長 岩崎 弘

- 1 土地改良事業の名称
ため池等整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成17年6月29日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下伊那郡阿南町
- 4 事務所の所在地
下伊那郡阿南町東條58番地1
- 5 工事着手年月日
平成17年9月29日
- 6 工事完了年月日
平成19年12月20日

農地整備課

公告

下伊那郡阿南町による新野大村地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成20年8月14日

長野県下伊那地方事務所長 岩崎 弘

- 1 土地改良事業の名称
農業用排水施設整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成18年5月26日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下伊那郡阿南町
- 4 事務所の所在地
下伊那郡阿南町東條58番地1
- 5 工事着手年月日
平成18年9月28日
- 6 工事完了年月日
平成20年3月25日

農地整備課

公告

下伊那郡阿智村による関田地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成20年8月14日

長野県下伊那地方事務所長 岩崎 弘

- 1 土地改良事業の名称
農業用排水施設整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成18年10月20日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
下伊那郡阿智村
- 4 事務所の所在地
下伊那郡阿智村駒場483番地
- 5 工事着手年月日
平成18年10月25日
- 6 工事完了年月日
平成19年3月28日

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月14日

長野県下伊那地方事務所長 岩崎 弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
県営住宅消防用設備点検業務
 - (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備の点検
 - (3) 履行期間
平成20年9月4日から平成21年3月27日まで
 - (4) 履行場所
飯田市 県営住宅丸山団地外6団地
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であること。
- (5) 下伊那地方事務所管内に本社を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項・設計図書等を示す場所及び問い合わせ先
飯田市追手町2丁目678
長野県下伊那地方事務所 建築課
電話 0265-53-0433(直通)
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年9月3日(水) 午前11時
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 201号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年8月27日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年8月14日

長野県立阿南病院長 温 田 信 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
別表のとおり
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成20年10月31日
- (4) 納入場所
長野県立阿南病院

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれの価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付期間

平成20年8月14日から平成20年8月18日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 399-1501

下伊那郡阿南町北条2009-1

長野県立阿南病院 事務部総務係

電話 0260(22)2121 内線 204

5 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類等(以下「確

認申請書等」という。)の受付期間、受付場所及び提出方法

(1) 受付期間

平成20年8月20日から8月21日までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

4の場所

(3) 提出方法

持参の上、1部提出してください。

6 入札説明会

実施しません。

7 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県立阿南病院 2階講堂

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

8 その他

(1) 一般競争入札参加資格の格付を受けていない者の参加

2の(2)に掲げる一般競争入札参加資格の格付を受けていない者であっても、5の確認申請書を提出できますが、入札に参加するためには、入札の日までに当該参加資格の格付を受け、当該格付を受けたことを確認できる書類を提出しなければなりません。

(2) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
ノンコンレフケラ	一式	平成20年8月29日(金) 午後1時30分	B以上
全自動散薬分包機	一式	平成20年8月29日(金) 午後2時	B以上
超音波診断装置	一式	平成20年8月29日(金) 午後2時30分	B以上

病院事業局

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成20年8月14日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

名称	所在地	指定年月日
橋詰設備	上高井郡高山村大字高井4552番地12	平成20年8月7日

事業課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成20年8月14日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

名称	所在地	廃止年月日
ヤマワリビング	長野市吉田5丁目24-11	平成20年7月22日
安藤建設 株式会社	上田市新町273番地	平成20年7月31日

事業課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成20年8月14日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務(1級)	平成20年11月16日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務(1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 交通誘導警備業務の管理に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場合における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 交通誘導警備業務の管理に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場合における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種 別	定 員
交通誘導警備業務(1級)	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成20年9月29日(月)から9月30日(火)まで(受付時間は午前9時から午後5時まで)とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする

者が警備員である場合にあつては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成20年10月24日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 4の(1)に該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業務従事証明書)。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあつては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面(1級検定受検資格認定書の写し)

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万4,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3033)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課